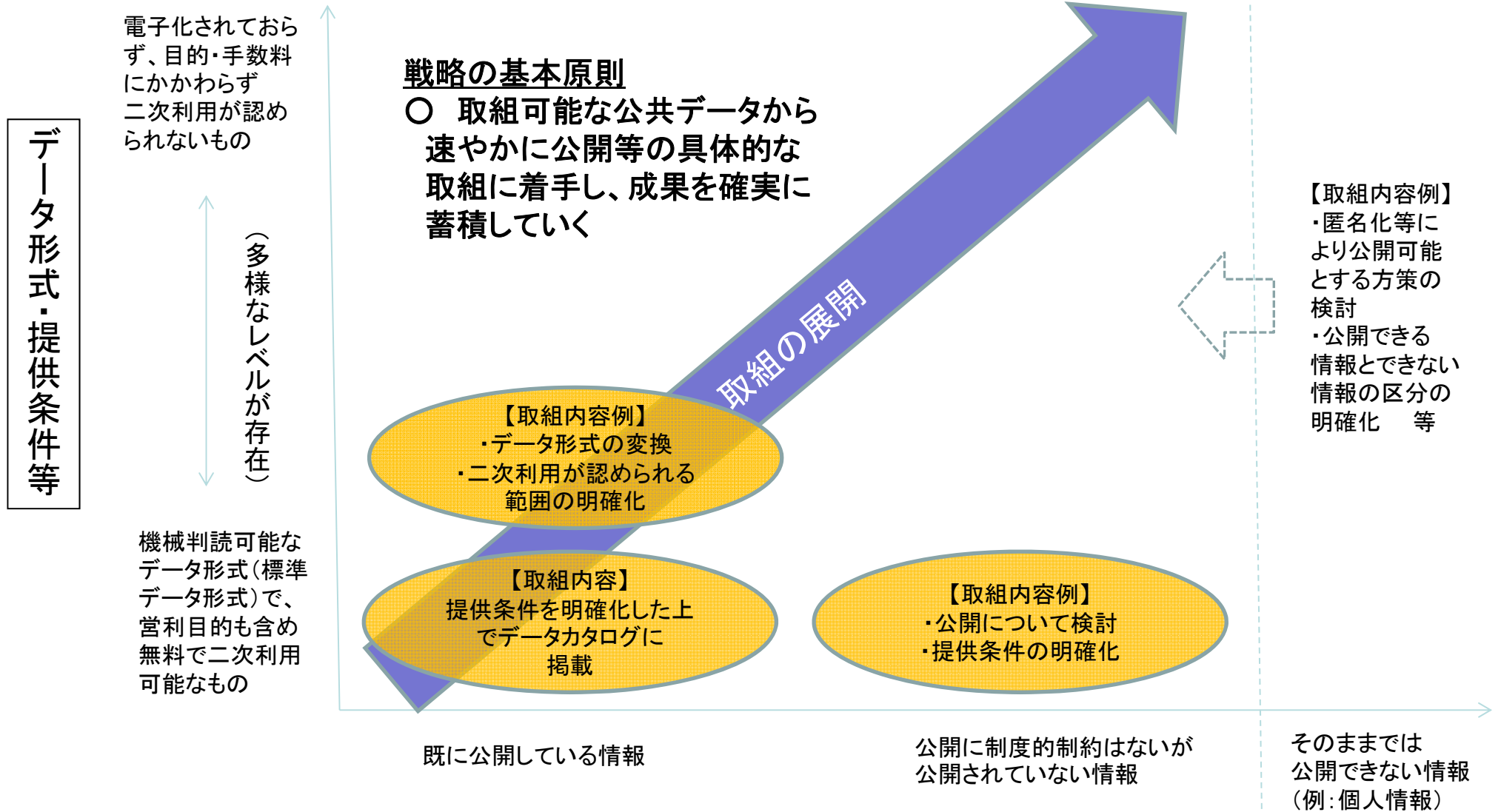


	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降	
IT戦略 工程表 (抜粋)	<p>アジェンダの設定 ロードマップの策定</p> <p>公共データ活用のための環境整備 基本的なルール等の整備、データカタログの整備、 データ形式・構造等の標準化の推進等</p> <p>各種施策のレビュー、フォローアップの実施</p> <p><b>官民による実務者会議を設置し、オープンデータ戦略の推進</b> (内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省)</p>			
	<p>公共データ活用のための実証事業等の実施 ①公共データ活用ニーズの把握、②データ提供方法等に係る課題の整理・検討、③民間サービスの開発 (内閣官房、総務省、経済産業省、各府省)</p>			(平成26年度まで)
	<p>各種施策の成果を踏まえつつ、公共データの公開等の具体的な取組について可能なものから順次実施(各府省)</p>			
各年度の 取組内容 イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ形式・構造、データカタログの基本的考え方の整理</li> <li>取組のスケジュールの整理</li> </ul>	<p>ロードマップの策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準データ形式・構造等の決定</li> <li>データ作成・変換マニュアル等の整備</li> <li>データカタログの試行公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準データ形式・構造等の普及促進</li> <li>データカタログの運用開始、内容充実</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ公開時のルール・条件、データ提供業務等の基本的考え方の整理</li> <li>関係者・利用者間の協力・連携の枠組みの検討</li> <li>取組のスケジュールの整理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国のデータ公開時のルール・条件、データ提供業務等についてのガイドライン策定</li> <li>関係者・利用者間の協力・連携の枠組みの試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの地方公共団体等への周知・普及</li> <li>関係者・利用者間の協力・連携の枠組みの本格的活動</li> </ul>
平成24 年度中の 進め方 (想定)	<p>実務者会議(親会)は、年度内に2~3回の開催を想定(詳細な議論は、2つのWGで実施)</p> <p>第1回・・・議論の進め方の検討</p> <p>第2回・・・WGの議論の中間報告</p> <p>第3回・・・ロードマップの策定、今後のレビュー・フォローアップの進め方の検討 (※年度内に3回開催する場合の想定)</p>			
	<p>実務者会議と並行して、各府省が提供しているデータの現状調査を実施</p> <p>Webで公表している主要な情報・データについて、データ形式、提供条件等を把握する</p>			

# (参考) オープンデータの取組の展開イメージ



公開の難易度・適否

(注) 公開に適さない情報(例: 安全保障に関する情報)は、オープンデータの取組の対象外

## 実務者会議での議論に当たっての基本的考え方について

実務者会議では、「電子行政オープンデータ戦略」で示された基本的な方向性を踏まえ、次のような考え方を基本に議論することが適当と考えられる。

### (取組対象とする公共データについて)

- ・ ルール等の整備、データ形式・構造の標準化等の取組については、基本的には、まず政府(各府省)が保有するデータについて検討し、独立行政法人、地方公共団体のデータに検討を広げていく。  
公益企業等については、政府等の取組を周知し、同様の取組を促すことで普及を図る。そのための周知・普及策についても検討する。
- ・ 安全保障に関する情報等公開に適さない情報については、オープンデータの取組の対象から除く。  
ただし、公開できるデータと公開できないデータの考え方については検討する。
- ・ 緊急時に有用と考えられる公共データについては、早急な取組に向け検討する。

### (民間、地方公共団体等との連携について)

- ・ 創意工夫を活かした様々な方法で公共データの活用を促進する観点から、民間等における公共データの活用ニーズや活用方法の提案も踏まえて検討する。

## WGでの当面の論点（例）

区分	論点
データWG	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 「機械判読可能」なデータ形式・構造の整理 情報の内容・特性等に応じ、目指すべき内容（標準化の水準）は何か。</li><li>▪ 機械判読できない公開データを機械判読可能なデータ形式で公開する手法の検討 公開時にデータ形式変換処理をしている場合、処理前のデータ形式が機械判読可能なものであれば、そのデータ形式で公開することができないか。 機械判読できない形式のデータを機械判読可能な形式に変換する効率的な方法はないか。</li><li>▪ データカタログ掲載に当たってのメタデータの形式の整理 横断的検索を可能とするためには、どのようなものがよいか。</li></ul>
ルール・普及WG	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 「二次利用可能」な利用条件（ライセンス）の整理 二次利用を認める条件の内容として、どのようなものが適切か。また、それをどのような形で表示することが適切か。</li><li>▪ 利用拡大のための関係者・利用者間の協力・連携の枠組みの検討 公共データの利用拡大のため、民間等の意見やアイデアをデータ公開の内容、方法等にどのように反映させていくか。</li><li>▪ 公開すべきデータの考え方の整理 緊急時に有用なデータ、個人情報に係るデータ等について、どこまで公開できるか、どのようにすれば公開できるようになるか。</li><li>▪ 手数料の考え方の整理 有料とすることが可能・適当なデータにはどのようなものがあるか。</li></ul>